

第53期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 令和4年9月27日（火曜日）
午前10時

開催場所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階
「こぶしの間」

目次

■ 第53期定時株主総会招集ご通知 …… 1

【添付書類】

■ 事業報告 …… 6
■ 連結計算書類 …… 28
■ 計算書類 …… 45
■ 監査報告書 …… 54
■ 株主総会参考書類 …… 59

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

行使期限

令和4年9月26日（月）午後6時到着分まで

当日は座席の間隔を確保するため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

URL : <https://www.kankyo-kanri.co.jp/>

証券コード4657
令和4年9月12日

株 主 各 位

東京都八王子市散田町三丁目7番23号
株式会社環境管理センター
代表取締役社長 水 落 憲 吾

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使されます場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って令和4年9月26日（月曜日）午後6時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年9月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階 「こぶしの間」
（詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第53期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 当日代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合は代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kankyo-kanri.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関するお知らせ

当社第53期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、咳や発熱など体調のすぐれない方は、当日のご来場を見合わせていただくことを、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ② 株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利であり、ご来場いただくほかにも、4頁～5頁に記載のとおり、書面またはインターネットによる議決権行使が可能ですので、ご活用ください。
- ③ 感染リスク低減のため、座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。
- ④ ご来場いただく株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ⑤ ご来場いただく場合は、会場受付付近に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願い申し上げます。
- ⑥ ご来場いただく場合は、会場受付付近で検温させていただき、37.5度以上の発熱が認められた方につきましては、ご入場をお断りさせていただきます。
また、体調不良とお見受けした方に事務局スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする可能性がありますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。
- ⑦ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。あらかじめ招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

【当社の対応】


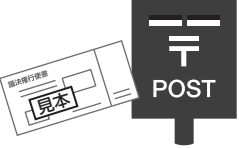
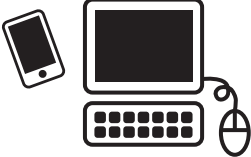
- ① 株主総会に出席する取締役（監査等委員である取締役含む）及び事務局スタッフは、マスク等着用で対応させていただきます。
- ② 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本株主総会の開催、運営等に関して重要な変更が生じる場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス：<https://www.kankyo-kanri.co.jp/>）にてご案内申し上げますので、ご来場前に必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上

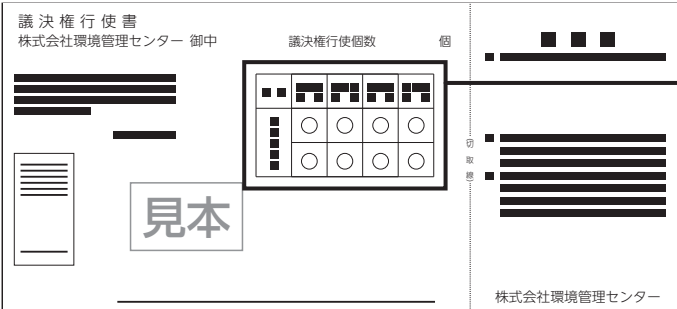
議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（59頁～64頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

なお、令和4年9月17日（土曜日）午前5:00より令和4年9月20日（火曜日）午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

 <p>当日ご出席による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>令和4年9月27日（火曜日） 午前10時</p> <p>※当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。</p>	 <p>書面による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和4年9月26日（月曜日） 午後6時</p>	 <p>インターネットによる 議決権行使</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和4年9月26日（月曜日） 午後6時</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
株式会社環境管理センター 御中

議決権行使個数 個

見本

株式会社環境管理センター

各議案の賛否をご表示ください。

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

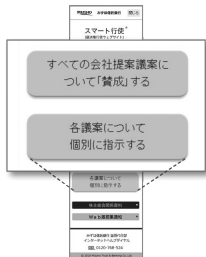
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

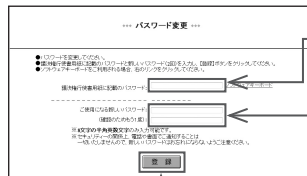
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済を概観すると景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いているものの、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料やエネルギー価格が上昇し、物価が上昇し始めるなど、予断を許さない状況となっております。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、景気が持ち直していくことが期待されます。

世界経済につきましても一部に足踏みがみられるものの、持ち直しがみられます。ただし、世界的な金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や物価上昇、供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要があります。

環境関連の動向としては、世界的に環境課題への取り組みが急務である中、わが国でもカーボンニュートラルに向けたエネルギー政策の整備が進んでおり、更なる政策の強化が期待されます。また東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した汚染処理水を海洋へ放出する東京電力の計画について、原子力規制委員会は正式に認可しました。

このような状況の中、当社は新たなニーズに着実に応えとともに、お客様の様々な課題に総合的に対応してまいりました。

東京電力福島第一原子力発電所事故に対しては、従前よりふくしま浜通りイノベーションセンターを設置し対応を進めており、処理水の海洋放出にあたってはトリチウムの分析体制の構築をしてまいりました。

脱炭素社会の実現に向けては、風力発電や太陽光発電施設建設に伴う環境アセスメント等、従来のコンサルタント業務だけでなく、MIRAI-LABO株式会社の自動車のリユースバッテリーを用いた、太陽光による独立電源の街路灯「THE REBORN LIGHT」等の環境配慮商品の販売に取り組むとともに、本年4月に株式会社サンエイテクニクスが当社グル

ープ会社に参画し、設備工事関連のソリューションの強化とともに、脱炭素社会に向けた省エネルギー支援をお客様に提供できる体制を整えました。

当社は令和4（2022）年6月期を初年度とする中期経営計画を策定しており、重点施策として掲げた①成長分野の拡大、②基盤分野の強化、③新規事業の推進、④働き方改革と多様な人財の活用の推進、⑤社会貢献、の5点を確実に実行していくことで、持続的な事業の成長と更なる企業価値の向上を実現してまいります。

当連結会計年度の受注高は46億82百万円（前期比1.4%減）でありました。官公庁からの受注高は13億94百万円（同13.8%増）、民間顧客からの受注高は32億88百万円（同6.7%減）になりました。受注高に占める官公庁の割合は29.8%であります。通期の売上高は47億48百万円（同8.1%増）でありました。官公庁への売上高は12億60百万円（同5.9%減）、民間顧客への売上高は34億87百万円（同14.3%増）になりました。この結果、翌連結会計年度以降に繰り越す受注残高は19億90百万円（同3.2%減）になりました。

損益面については、売上原価は37億5百万円（同4億52百万円増、同13.9%増）、販売費及び一般管理費は9億29百万円（同43百万円増、同4.9%増）になりました。その結果、営業利益1億13百万円（同1億38百万円減、同55.0%減）、経常利益1億13百万円（同1億43百万円減、同55.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億22百万円（同8百万円減、同3.6%減）になりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

分野	期別	第52期(前連結会計年度) [令和2年7月1日～令和3年6月30日]			第53期(当連結会計年度) [令和3年7月1日～令和4年6月30日]		
		受注	売上	受注残	受注	売上	受注残
政策コンサル		541	553	238	680	490	428
アスベスト		223	256	19	444	283	180
受託試験		301	314	47	280	278	49
工事		615	198	422	207	613	16
アセスメント		485	359	643	555	532	667
農業		20	13	16	40	27	29
放射能		90	73	22	139	106	55
土壌・地下水		1,231	1,219	232	1,078	1,176	135
廃棄物		380	424	158	355	349	164
作業環境		211	231	22	263	253	33
施設事業場		450	503	116	428	430	114
環境監視		164	182	112	178	176	114
出向・派遣		35	58	0	29	29	—
その他		1	1	—	—	—	—
合計		4,751	4,391	2,055	4,682	4,748	1,990
官公庁		1,225	1,340	558	1,394	1,260	691
民間		3,525	3,050	1,497	3,288	3,487	1,298

【政策コンサル】事業は、国の環境政策に関わるコンサルティングを行います。当連結会計年度の受注高は6億80百万円（前期比1億39百万円増）、売上高4億90百万円（同63百万円減）、受注残高4億28百万円（同1億89百万円増）になりました。

【アスベスト】事業は、建材のアスベストの含有量分析等を行います。当連結会計年度の受注高は4億44百万円（前期比2億20百万円増）、売上高2億83百万円（同26百万円増）、受注残高1億80百万円（同1億61百万円増）になりました。

【受託試験】事業は、オーダーメイドの試験設計やコンサルティングを行い、特に臭気分野の試験を通じて製品の性能評価や開発支援を行います。当連結会計年度の受注高は2億80百万円（前期比21百万円減）、売上高2億78百万円（同35百万円減）、受注残高49百万円（同1百万円増）になりました。

【工事】事業は、土壌汚染対策、アスベスト除去工事を行います。当連結会計年度の受注高は2億7百万円（前期比4億7百万円減）、売上高6億13百万円（同4億15百万円増）、受注残高16百万円（同4億6百万円減）になりました。前期受注の大型工事案件の売上により、売上高が増加しております。

【アセスメント】事業は、環境影響評価、自然環境調査など主として民間事業者が発行行為に関連して行う環境保全への取り組みに関する業務です。当連結会計年度の受注高は5億55百万円（前期比70百万円増）、売上高は5億32百万円（同1億72百万円増）、受注残高6億67百万円（同23百万円増）になりました。

【農業】事業は、将来の食料自給率や生産性へ向上への貢献をめざし、農業分野での課題解決に向けた栽培試験・線虫試験等の農業関連試験を行います。当連結会計年度の受注高は40百万円（前期比20百万円増）、売上高27百万円（同14百万円増）、受注残高29百万円（同12百万円増）になりました。

【放射能】事業は、放射能の測定分析から廃炉に至るまで将来を見据えたコンサルティングを行う業務です。受注高は1億39百万円（前期比48百万円増）、売上高は1億6百万円（同33百万円増）、受注残高55百万円（同32百万円増）であります。

【土壌・地下水】事業は、民間企業の工場跡地等の売買に伴う汚染状況の把握調査を主としています。当連結会計年度の受注高は10億78百万円（前期比1億52百万円減）、売上高11億76百万円（同43百万円減）、受注残高1億35百万円（同97百万円減）になりました。

【廃棄物】事業は、主として公営のごみ焼却施設・中間処理施設・最終処分場等の廃棄物関連の調査業務、ダイオキシン・PCB類の分析を主としています。当連結会計年度の受注高は3億55百万円（前期比24百万円減）、売上高3億49百万円（同75百万円減）、受注残高1億64百万円（同6百万円増）になりました。

【作業環境】事業は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場内の作業環境測定を行う業務です。当連結会計年度の受注高は2億63百万円（前期比52百万円増）、売上高2億53百万円（同21百万円増）、受注残高33百万円（同10百万円増）になりました。

【施設事業場】事業は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場からの排水・排ガス、騒音・振動、悪臭などの測定・分析を行う業務です。当連結会計年度の受注高は4億28百万円（前期比21百万円減）、売上高4億30百万円（同72百万円減）、受注残高1億14百万円（同2百万円減）になりました。

【環境監視】事業は、主として官公庁委託による公共用水域・大気環境の濃度計量証明業務を行う業務です。当連結会計年度の受注高は1億78百万円（前期比13百万円増）、売上高1億76百万円（同6百万円減）、受注残高1億14百万円（同2百万円増）になりました。

【出向・派遣】当連結会計年度の受注高は29百万円（前期比5百万円減）、売上高29百万円（同29百万円減）、受注残高－百万円（同0百万円減）になりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、分析・測定機器の経常的な設備投資を行い、設備投資額は2億68百万円（前期は2億5百万円）となりました。なお、投資額にはリース資産11百万円（同9百万円）を含めております。

③ 資金調達の状況

資金効率及び金融費用の削減を目的として取引金融機関3行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は6億円であります。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、令和4年3月25日開催の取締役会において、株式会社サンエイテクノスの株式を取得することを決議し、令和4年4月18日に同株式を一部取得し、連結子会社といたしました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、計量法に基づく環境計量証明業を基盤とした事業を展開しておりますが、環境の計量の方法は日本産業規格（JIS）で定められており、差別化要因が少ないことから価格面での競争が激化する中にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症が、経済活動に与える影響など、依然として先行きが見通せない状況にある中で、当社グループは、行政機関の発表・要請を踏まえて感染拡大の防止に努め、事業を継続しており、現在のところ営業活動や生産活動に大きな影響は出ておりませんが、引き続き状況を監視しつつ、迅速に対応していく必要があります。

こうした中、当社は「我々に関わる全てに感謝し、事業活動を通じて期待や要請に応え、社会的責任を果たしていく」という企業理念のもと策定した中期経営計画に掲げた以下5点の重点施策を確実に実行していくことで、持続的な事業の成長と更なる企業価値の向上を実現してまいります。

当社は、以下5点の重点施策を確実に実行していくことで、持続的な事業の成長と更なる企業価値の向上を実現してまいります。

① 成長分野の拡大

政策コンサル、アスベスト、受託試験、工事、アセスメント、農業の6分野を「成長分野」と位置づけ、積極的な経営資源の集中投下により対応力・営業力を強化するとともに、当社にしかできない業務の拡大及び一貫体制によるソリューションの提供を進めてまいります。

② 基盤分野の強化

環境コンシェルジュとして、お客様の課題解決に取り組むことで、他社との差別化をはかるとともに、分析の自動化、RPAやIT技術の活用による作業の効率化と生産拠点・商品の選択と集中を進めることで競争力を高めてまいります。

③ 新規事業の推進

外部連携を積極的に進め、放射能の測定分析から廃炉に至るまで将来を見据えたコンサルティングや、当社の技術力を活かした海外事業展開、環境配慮に優れた商品販売等、当社の強みを発揮できる分野を中心に新規事業に積極的に取り組んでまいります。

④ 働き方改革と多様な人財の活用の推進

働き方を変えることにより創出した時間を、新たなチャレンジや自己啓発、家庭生活、趣味に充てることで、個人と企業の成長につなげるとともに、多様な人財が活躍できるよう、組織づくりと人財育成に取り組んでまいります。

⑤ 社会貢献

社会の持続可能な発展なくして、企業の存続ははかれないという考えのもと、スポンサー活動やスポーツ選手が仕事と練習を両立し、双方で活躍できるようサポートする等、地域社会を盛り上げ、共に発展できるよう取り組んでまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科 目	第 50 期 (平成30.7.1 ～令和元.6.30)	第 51 期 (令和元.7.1 ～令和2.6.30)	第 52 期 (令和 2.7.1 ～令和 3.6.30)	第53期(当連結会計年度) (令和 3.7.1 ～令和 4.6.30)
売上高 (百万円)	3,963	4,261	4,391	4,748
経常利益 (百万円)	164	200	257	113
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	112	152	231	222
1株当たり当期純利益 (円)	24.05	32.64	49.44	47.34
総資産 (百万円)	4,406	4,526	4,743	5,734
純資産 (百万円)	1,698	1,853	2,070	2,286
1株当たり純資産 (円)	346.53	379.06	424.55	465.86
自己資本比率 (%)	36.8	39.2	41.9	38.4

(注1) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(注2) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

科 目	第 50 期 (平成30.7.1 ～令和元.6.30)	第 51 期 (令和元.7.1 ～令和2.6.30)	第 52 期 (令和 2.7.1 ～令和 3.6.30)	第53期(当事業年度) (令和 3.7.1 ～令和 4.6.30)
売上高 (百万円)	3,643	3,904	4,009	4,375
経常利益 (百万円)	140	195	240	122
当期純利益 (百万円)	105	154	204	234
1株当たり当期純利益 (円)	22.65	33.01	43.67	49.72
総資産 (百万円)	4,313	4,458	4,632	4,966
純資産 (百万円)	1,643	1,800	1,984	2,204
1株当たり純資産 (円)	345.87	378.79	418.18	461.01
自己資本比率 (%)	37.5	39.7	42.2	43.8

(注1) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(注2) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(4) 重要な子会社の状況 (令和4年6月30日現在)

会社名	資本金	議決権の比率(%)	主要な事業内容
株式会社土壤環境リサーチャーズ	30,000千円	51	環境計量証明業
KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.	140億ベトナムドン	51	環境分析
株式会社サンエイテクノクス	20,000千円	60	設備工事業及び省エネ・コスト削減事業

(5) 主要な事業内容 (令和4年6月30日現在)

当社グループは、環境計量証明業を基盤とした事業を展開しています。

環境計量証明業は、環境関連諸法規にて定められている基準への適合状況を確認するための測定・分析を行い、計量法に基づく計量証明書を成果品としてお客様に納品する事業です。当社は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭などあらゆる環境媒体に対応するとともに、一般分析項目から極微量化学物質まであらゆる環境調査に対応できます。この環境調査分野は、公共用水域や一般環境の大気汚染などを調査する環境監視業務、工場稼働に伴う排水や排ガスなどを調査する施設・事業場業務、廃棄物処理に係る様々な環境影響を調査する廃棄物業務、土地取引等の際に土壌汚染の有無を調査する土壌・地下水業務で構成されます。

環境計量証明業を基盤とし、得られたデータを解析し活用する事業も展開しています。大規模事業に係る将来の環境影響を予測・評価する環境アセスメントを行う環境コンサルタント業務、培った分析技術をもとに受託試験やアスベスト測定等を行う応用測定業務、原発事故に起因する放射能を測定する放射能業務などを行っています。

さらに、上記各分野に係る環境対策工事や設備工事、省エネコンサル、資材の販売、環境政策に係る委員会業務など、測定・分析に留まらず、周辺領域の業務についても展開しています。

(6) 主要な事業所（令和4年6月30日現在）

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都八王子市	八王子オフィス	東京都八王子市
営 業 本 部	東京都千代田区	プロジェクト事業部	東京都八王子市
技 術 セ ン タ ー	東京都八王子市	エンジニアリング事業部	東京都千代田区
におい・かおりLAB	東京都日野市	アスベスト対策事業部	東京都八王子市
北関東技術センター	さいたま市中央区	北海道支店	札幌市東区
ふくしま浜通りイノベーションセンター	福島県双葉郡	福島事業所	福島県福島市
筑西試験農場	茨城県筑西市	名古屋営業所	名古屋市中区
G E R 連 携 室	千葉市緑区	農業環境ラボ	茨城県猿島郡

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社土壌環境リサーチャーズ	千 葉 市 緑 区
KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.	ベ ト ナ ム 国 フ ン イ エ ン 省
株式会社サンエイテックス	名 古 屋 市 千 種 区

(7) 従業員の状況（令和4年6月30日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数
323（66）名

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
289（51）名	2名増（5名減）	41.6歳	14.6年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、（ ）内は顧問5名及び臨時従業員数46名（当事業年度における平均雇用人数を1人1日8時間で換算した期中の平均人員）の合計を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	794百万円
多摩信用金庫	436百万円
株式会社商工組合中央金庫	134百万円

(注) 株式会社みずほ銀行、多摩信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする3行によるシンジケートローン残高6億円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (令和4年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,722,305株 (自己株式452株を含む)
- (3) 株主数 3,624名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
水落憲吾	531,068株	11.2%
株式会社フィールド・パートナーズ	470,000株	10.0%
従業員持株会	338,988株	7.2%
水落阿岐子	182,700株	3.9%
株式会社みずほ銀行	130,000株	2.8%
明治安田生命保険相互会社	100,000株	2.1%
多摩信用金庫	90,000株	1.9%
片柳健一	80,000株	1.7%
佐藤美知雄	48,600株	1.0%
清水重雄	45,691株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式(452株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式を発行しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	44,305 株	5 名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－ 株	－ 名
監査等委員である取締役	－ 株	－ 名

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		平成28年9月27日	
新株予約権の数 (個)		390	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式数 (株)		39,000	
新株予約権の行使時の払込金額 (円)		1株あたり 1	
新株予約権の行使期間		自 令和元年10月13日 至 令和8年10月12日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額 (円)		発行価格 402 資本組入額 201	
新株予約権の行使の条件		(注) 1~8	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く) (注)9	新株予約権の数	350個
		目的となる株式数	35,000株
		保有者数	4名
	監査等委員である取締役 (注)9	新株予約権の数	40個
目的となる株式数	4,000株		
保有者数	1名		

- (注) 1. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から権利行使期間の開始時点或いは下記2に定める業績条件を達成した時点のいずれか遅い時点まで（以下「権利行使開始確定時点」という。）、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していることとする。なお、定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、権利行使開始確定時点以前に当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は行使することができない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使期間の最終日までの期間に終了する各事業年度のうち、いずれか連続する2事業年度における当社の経常利益の合計額が5億円以上となった場合、該当する連続する2事業年度のうち最終の事業年度にかかる有価証券報告書提出日の翌日以降、新株予約権を行使することができる（以下、この行使条件を「業績条件」という。）ものとする。なお、業績条件における経常利益は、当社の各事業年度にかかる有価証券報告書に記載された損益計算書における経常利益をいうものとし、当社が連結財務諸表を作成している場合には、連結損益計算書に記載された経常利益をいうものとする。
3. 新株予約権者が、権利行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準ずる事由がないこととする。

4. 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）及びその代表者（以下「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届け出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行行使しなければならない。
5. 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行行使しなければならないが、その一部のみを行行使することはできない。
6. 新株予約権の行行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の権利行使をすることができない。
7. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行行使することができない。
8. その他の新株予約権の行行使の条件は、当社取締役会決議により定めるものとする。
9. 上記のうち、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）1名、監査等委員である取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役の状況（令和4年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	水 落 憲 吾	
代表取締役専務	清 水 重 雄	事業企画室長 株式会社サンエイテクノクス 代表取締役会長
取 締 役	豊 口 敏 之	技術管掌 執行役員 アスベスト対策事業部長
取 締 役	浜 島 直 人	法務・財務管掌 システム統括室長 株式会社土壌環境リサーチャーズ 監査役 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD. 会長
取 締 役	斉 藤 徹	執行役員 管理本部長
取締役（監査等委員）	渡 辺 真 一 郎	アドバンストアイ株式会社 取締役会長
取締役（監査等委員）	中 嶋 教 夫	
取締役（監査等委員）	安 藤 謙 一 郎	

- (注) 1. 取締役渡辺真一郎氏、取締役中嶋教夫氏及び取締役安藤謙一郎氏は、社外取締役であります。なお、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員中嶋教夫氏は、明星大学経営学部経営学科教授を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、令和3年9月28日開催の第52期定時株主総会において八百屋伴声氏を補欠の監査等委員である取締役に選任しております。
なお、同氏は社外取締役の要件を満たしており、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、定款の定めにより、2年後の定時株主総会開始の時までとしております。
5. 当社は執行役員制を導入しており、令和4年7月1日現在では、斉藤徹氏、阿部大氏、堀宏一郎氏、二瓶昭一氏、井上文雄氏、関澤卓氏が就任しております。
6. 浜島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人、斉藤徹氏の戸籍上の氏名は齋藤徹であります。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外から有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役又は使用人である者を除く）の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、各監査等委員との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、執行役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4)役員報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月26日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

ア. 役員報酬の基本方針

役員報酬は、業績ならびに中長期にわたる企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、当社の価値観を体現できる優秀な人材を確保・維持することに貢献するものとし、

報酬決定にあたっては、決定プロセスの透明性、公正性を確保することとします。監査等委員でない取締役の報酬については取締役会において社外取締役を含めた取締役全員による協議により決定するものとし、監査等委員である取締役については、監査等委員会にて決定します。

本基本方針は、当社の今後の発展や社会的な構造変化を踏まえ、継続して検討を重ね、適宜更新することとします。

イ. 報酬水準

取締役の報酬水準は、経営環境の変化や外部調査データなどを踏まえて、適宜・適切に見直すものとし、

ウ. 報酬構成

報酬構成は以下のとおりとします。ただし、現段階で実施もしくは検討している制度であり、すべてを実施するものではありません。

	短期インセンティブ	長期インセンティブ
固定報酬	役職位に応じた金銭報酬	—
業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (PS) ストックオプション	譲渡制限付株式報酬 (RS)

短期インセンティブである固定報酬は、取締役の職責に応じた月例の固定金銭報酬とし、予め取締役全員で議論し決定した内規をもとに、経営環境や社会情勢の変化を踏まえ、監査等委員である取締役を含めた取締役全員の議論により決定します。

業績連動報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア。以下「PS」という。）と譲渡制限付株式報酬（以下「RS」という。）を組み合わせます。

RSは中期経営計画の期間と連動して設定するものとし、当該期間の役職位により報酬水準を決定し、当該期間の在籍要件を満たした上で退任時に譲渡制限を解除します。

PSについては、中期経営計画にて目標とする業績指標を設定し、その達成度合いに応じ（上限200%）決定するものとし、業績指標には、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで最も適切な指標の一つであり、より高い連結経常利益水準の達成をめざすことで、持続的成長と企業価値向上を図るために業績指標として連結経常利益を選定します。当事業年度における業績連動報酬に係る業績の実績については、連結経常利益1億13百万円となりました。

制度スタート時の基準株価をもとに、100%目標達成時のPSによる株式報酬とRSによる株式報酬が同水準となるように制度設計を行います。100%目標達成時のPSによる株式報酬とRSによる株式報酬の合計が現金報酬の15%程度となるよう設定します。

ストックオプションについては、既付与済みのもの（連続する2事業年度の連結経常利益が5億円以上となった場合に行使可能）のみとします。

常勤の監査等委員である取締役については、経営に対する独立性を重視し、固定報酬のみ（監査等委員である取締役就任前に付与したストックオプションは除く）とします。非常勤の社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、固定報酬の金銭報酬のみとします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等の額は、令和3年9月28日開催の第52期定時株主総会において、年額1億35百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。また当該報酬とは別枠で、同定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として年額25百万円以内（社外取締役は対象外）、事後交付による株式報酬の金銭報酬として40百万円以内（社外取締役は対象外）と決議しております。

監査等委員である取締役の額は、平成27年9月29日開催の第46期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (株式報酬)	非金銭報 酬等	
取締役（監査等委員を除く）	111	102	8	-	5
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	18	18	-	-	4
（うち社外取締役）	(15)	(15)	(-)	(-)	(3)

(注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

使用人兼務取締役（1名）に支払った使用人分給与は0百万円です。

2.業績連動報酬として取締役（監査等委員を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及び交付状況は、2.株式の状況に記載のとおりです。

(5)社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役（監査等委員）渡辺真一郎氏は、アドバンストアイ株式会社の取締役会長であります。なお、当社はアドバンストアイ株式会社と経営顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査等委員会への出席状況等

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	渡辺 真一郎	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査等委員会14回全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに監査を行うとともに、金融やマーケティングの見地から提言、助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	中嶋 教夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち13回出席いたしました。 会計学の専門家としての専門の見地から監査を行うとともに、主に財務、会計面に関する提言、助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	安藤 謙一郎	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回、監査等委員会11回全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに監査を行うとともに、地域への貢献や経営コンサルタントの見地から提言、助言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるKANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同条の規定に従い、監査等委員である取締役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行う。
2. 取締役は、社会の常識・倫理意識からの乖離を戒めるとともに反社会的勢力との関わりへの拒絶を宣言した「企業行動指針」に基づき、適法・適正に事業活動を行う。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会に報告する。
4. 取締役会は、取締役会規程に基づいて、執行役員及び部門長から報告を受けるとともに付議事項を決定する。
5. 取締役は、会社の財産及び事業の継続に損害を与える危険性を未然防止するための体制を構築する。
6. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行う。
7. 取締役は、職務執行の一部を執行役員に委嘱し経営意思決定と職務執行を迅速に行う。
8. 取締役は、職務執行の状況を監査計画に基づき監査等委員の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、情報開示委員会を設置し、株主・投資家等ステークホルダーに重要な情報開示を適時適正に行う。

2. 取締役及び執行役員は、社内規程に基づき職務執行に係る情報を収集・保管し、取締役・監査等委員会が随時閲覧できるよう整備する。
3. 取締役会は、グループ会社に業績・財務状況を定期的に報告することを義務付ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役は、リスク管理委員会を設置し、事業に係る多様なリスク（施設管理が起因となり周辺環境に及ぼす影響・従業員の労務健康状況・成果品の品質等を含む人的要因による損害、自然要因による損害）を想定して未然防止にあたる。
2. 取締役及び執行役員は、自然災害による事業活動への影響に備え、点検と対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、経営意思の決定と執行の迅速化を実現するため執行役員制を採用する。また取締役から役付執行役員を任命し、経営意思決定と執行を更に迅速化する。
2. 取締役及び執行役員は、定期的な会議体を置き情報交換を行い、他の取締役及び執行役員が職掌する職務の執行状況を把握する。
3. 取締役及び執行役員は、職務分掌と職務権限を定める社内規程に基づき忠実にその職務を執行する。
4. 取締役会は、グループ経営目標と予算を作成する。取締役及び執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会はその進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 執行役員及び従業員（使用人）は、業務執行に際して「企業行動指針」に基づき行動し、取締役はその監督を行う。
2. 取締役は、情報セキュリティポリシーに基づき社内体制を構築し、個人情報の保護その他重要情報の管理に取り組む。
3. 取締役及び執行役員は、入札に際して不公正取引が生じない仕組みを作るとともに、業務執行にあたる従業員の教育を行う。
4. 内部監査室は、代表取締役社長の命を受けて業務執行に関する監査と、成果品の品質並びに環境保全活動の監査を実施する。
5. 内部監査室は、内部監査の実施結果を被監査部門に通知するとともに代表取締役社長及び監査等委員会に適宜報告を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社への報告が行われる体制を整備する。
2. 内部統制システム、リスク管理体制の範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図る。
3. 子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するとともに、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底する。

(7) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項

代表取締役社長は、監査等委員会がその職務を補助する要員を置くことを求めたときは、監査等委員会と協議し合理的な範囲で配置する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 代表取締役社長は、監査等委員会の職務を補助する要員の任命・異動等の人事権に係わる事項を決定するときには、監査等委員会と意見交換を行う。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

1. 監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席して取締役から職務執行の状況を聴取し、また関係書類を閲覧する。
2. 取締役・執行役員・従業員・子会社役員・子会社従業員は、監査等委員会が求めるときは業務執行状況の報告を行う。
3. 取締役・子会社役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

(10) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項に従い監査等委員会へ報告を行った取締役・執行役員・従業員・子会社役員・子会社従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が会社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、意見交換を行う。
2. 監査等委員会は、内部監査室と連携を保つとともに、必要があるときは内部監査室に業務執行状況の報告を求める。
3. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行う。
4. 監査等委員会は、子会社の監査役・会計監査人との連携体制を構築する。
5. 取締役は、監査等委員である取締役選任議案を株主総会に付議するときはあらかじめ監査等委員会と協議を行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長は、全社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。

(2) リスク管理体制

各執行部門は、施設管理等を起因とする環境リスクや従業員の健康リスクを未然に防止することを重点においた自主点検を推進し、毎月度定期的に取り締役に報告を実施しております。リスク管理委員会は、取締役・執行役員・内部監査室により構成し、各執行部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあっております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業所における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員会が実施した業務監査の内容は、年1回以上代表取締役社長に意見を述べるほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。なお、平成27年6月より監査等委員会事務局を設けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、株主各位に対して適正な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としております。各事業年度における株主各位への配当は、業績の進展状況に応じて配当政策を決定し、株主各位のご期待に添うよう努める考えです。当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして1株あたり5円配当を予定しております。

(注) 事業報告に記載の金額については表示単位未満を切り捨てており、1株当たり当期純利益及び純資産並びに比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,042,488	流 動 負 債	1,757,425
現金及び預金	542,770	買掛金	157,592
受取手形、売掛金及び契約資産	699,402	短期借入金	600,000
仕掛品	606,334	1年内償還予定の社債	36,000
貯蔵品	7,857	1年内返済予定の長期借入金	140,598
前払費用	64,264	リース債務	16,159
その他	125,072	未払金	166,895
貸倒引当金	△3,213	未払費用	218,347
固 定 資 産	3,691,198	未払法人税等	22,408
有 形 固 定 資 産	2,840,081	契約負債	309,716
建物及び構築物	1,186,107	賞与引当金	6,538
機械装置及び運搬具	320,419	受注損失引当金	459
土地	1,202,086	その他	82,710
リース資産	29,033	固 定 負 債	1,690,578
建設仮勘定	31,390	社債	144,000
その他	71,044	長期借入金	935,884
無 形 固 定 資 産	253,691	リース債務	16,017
のれん	208,400	退職給付に係る負債	576,296
ソフトウェア	39,346	役員退職慰労引当金	4,082
その他	5,943	資産除去債務	14,298
投資その他の資産	597,425	負 債 合 計	3,448,004
投資有価証券	61,798	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	17,159	株 主 資 本	2,195,502
長期貸付金	34,495	資本金	870,441
差入保証金	70,002	資本剰余金	819,356
繰延税金資産	266,715	利益剰余金	505,863
その他	187,122	自己株式	△159
貸倒引当金	△39,868	その他の包括利益累計額	4,199
繰 延 資 産	520	その他有価証券評価差額金	1,593
創立費	75	為替換算調整勘定	2,606
開業費	445	新株予約権	28,140
		非支配株主持分	58,360
資 産 合 計	5,734,207	純 資 産 合 計	2,286,203
		負 債 純 資 産 合 計	5,734,207

連結損益計算書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		4,748,193
II 売上原価		3,705,200
売上総利益		1,042,993
III 販売費及び一般管理費		929,576
営業利益		113,416
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	5,742	
受取賃貸料	1,629	
受取手数料	3,989	
為替差益	4,794	
その他の営業外収益	5,254	21,409
V 営業外費用		
支払利息	9,925	
持分法による投資損失	538	
固定資産除却損	8,722	
その他の営業外費用	1,855	21,042
経常利益		113,784
VI 特別利益		
固定資産売却益	1,106	1,106
税金等調整前当期純利益		114,891
法人税、住民税及び事業税	42,130	
法人税等調整額	△149,928	△107,798
当期純利益		222,689
非支配株主に帰属する当期純損失		300
親会社株主に帰属する当期純利益		222,989

連結株主資本等変動計算書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	858,442	807,357	320,296	△159	1,985,936
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	11,999	11,999			23,999
剰 余 金 の 配 当			△37,422		△37,422
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			222,989		222,989
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	11,999	11,999	185,567	-	209,566
当 期 末 残 高	870,441	819,356	505,863	△159	2,195,502

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,752	△1,712	40	28,140	56,582	2,070,699
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)						23,999
剰 余 金 の 配 当						△37,422
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益						222,989
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△159	4,318	4,159		1,778	5,937
当 期 変 動 額 合 計	△159	4,318	4,159	-	1,778	215,503
当 期 末 残 高	1,593	2,606	4,199	28,140	58,360	2,286,203

連結キャッシュ・フロー計算書（参考）

（令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	114,891
減価償却費	243,220
貸倒引当金の増減額（△は減少）	351
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	28,146
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△1,233
受取利息及び配当金	△5,742
支払利息	9,925
支払手数料	1,735
有形固定資産売却損益（△は益）	△1,106
固定資産除却損	8,722
売上債権の増減額（△は増加）	△187,448
棚卸資産の増減額（△は増加）	189,638
仕入債務の増減額（△は減少）	86,532
契約負債の増減額（△は減少）	△387,825
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△12,995
その他の負債の増減額（△は減少）	827
持分法による投資損益（△は益）	538
その他	39,442
小計	127,622
利息及び配当金の受取額	5,772
利息の支払額	△9,911
法人税等の支払額	△69,961
その他	1,413
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,936

科 目	金 額
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△274,532
有形固定資産の売却による収入	5,606
無形固定資産の取得による支出	△4,091
投資有価証券の取得による支出	△433
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△17,843
その他	△16,083
投資活動によるキャッシュ・フロー	△307,378
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	300,000
長期借入金の返済による支出	△108,853
社債の発行による収入	180,000
リース債務の返済による支出	△13,563
配当金の支払額	△36,992
その他	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	320,593
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,010
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	66,140
VI 現金及び現金同等物の期首残高	476,629
VII 現金及び現金同等物の期末残高	542,770

連結注記表

1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 3社

②主要な連結子会社の名称

株式会社土壌環境リサーチーズ

KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.

株式会社サンエイテクニクス

株式会社サンエイテクニクスは、令和4年4月18日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

③主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

関連会社

浙江同暉環境科技有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要あると認められる事項

浙江同暉環境科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社サンエイテクニクス	7月31日

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 商品 総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品 当社及び国内子会社は、最終仕入原価法による原価法。（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 在外連結子会社は移動平均法による低価法。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	5～14年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成21年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当連結会計年度における繰入額はありませぬ。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び子会社の事業は、環境計量証明事業並びにこれら関連業務を単一のセグメントとしております。これら製品については、単発のデータ提出（計量証明書等）で顧客との履行義務が充足される場合、それらのデータを用いて評価・解析した報告書の納品やコンサルティング等の役務提供の完了報告書を納品することで顧客との履行義務を充足する場合があります。どちらも最終成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、収益の認識については、顧客へのサービス等支配の移転タイミングである納品時点としております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりませぬ。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ②のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、8年間で均等償却しております。

5.会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6.表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

- (1) 前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」(前連結会計年度683千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。
- (2) 前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」(前連結会計年度160千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記していません。

7.会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 266,715千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は281,218千円であります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、算定しております。

②主要な仮定

将来の課税所得は中期経営計画で計画した売上予測を基に見込んだ税金等調整前当期純利益を、過去の達成状況等を考慮し所定の調整を行い見積りを行っております。

売上予測は、受注残高の売上時期、顧客の動向に基づく受注見込み、中期経営計画で位置づけた成長分野への積極的な経営資源の投入等を総合的に勘案し予測を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期、受注見込み、成長分野への経営資源の投入は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正による法定実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの資産グループに基づき減損の兆候の有無を検討したところ、KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD. (以下、KES社) については、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額33,218千円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、原則として、事業用資産について法人単位を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

②主要な仮定

KES社の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画で計画した売上予測を基に見積りを行っております。

売上予測は、受注残高の売上時期及び翌期の受注状況を予測し、それらの情報を総合的に勘案し作成しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期及び受注状況の予測は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 208,400千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている、のれんは連結子会社である株式会社サンエイテクニクスを取得した際に発生したものであり、将来の事業計画を基礎として支配獲得日における株式の公正価値に基づき算定されております。また、のれんの償却期間は、当該事業計画に基づく投下資本の回収期間を算定して決定しております。

②主要な仮定

株式会社サンエイテクノフスの公正価値とのれんの償却期間の決定となる将来の事業計画の基礎となる主要な仮定は売上高と原価であります。

売上予測は受注残高の売上時期及び翌期の受注状況を予測し、原価予測は労務費及び受注状況から予測した外注費等、それらの情報を総合的に勘案し作成しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期、受注状況及び発生する原価の予測は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、のれんの減損損失の計上が必要となる場合があります。

8.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	1,093,010千円
土地	1,107,645
計	2,200,656千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	95,214
長期借入金	670,700
計	1,365,914千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,854,423千円

(3) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	128,563千円
売掛金	570,838
計	699,402千円

9.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,678千株	44千株	一千株	4,722千株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	0千株	一千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当	基準日	効力発生日
令和3年9月28日 定時株主総会	普通株式	37,422千円	8.00円	令和3年6月30日	令和3年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当	基準日	効力発生日
令和4年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,609千円	5.00円	令和4年6月30日	令和4年9月28日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 70千株

10.金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によることを方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、当社の社内規定に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況の把握を定期的に行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金として、長期借入金は設備投資及び営業取引に係る資金として調達しております。借入金の金利の大半が市場金利連動となっており急激な金利上昇局面では金利コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。なお、シンジケートローン契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注1）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	12,395	12,395	—
資産計	12,395	12,395	—
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	(180,000)	(180,000)	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,076,482)	(1,076,482)	—
負債計	(1,256,482)	(1,256,482)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	49,402

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	12,395	—	—	12,395

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	180,000	—	180,000
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	1,076,482	—	1,076,482

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

一時点で移転される財及びサービス	4,748,193
一定の期間にわたり移転する財及びサービス	—
顧客との契約から生じる収益	4,748,193
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,748,193

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	699,402
契約負債	309,716

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 465円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円34銭 |

13.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14.企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社サンエイテックス
事業の内容	設備工事及び省エネ・コスト削減事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社サンエイテックスが当社グループに参画することにより、設備工事関連のソリューションが強化されるとともに、脱炭素社会に向けた省エネルギー支援をお客様に提供できる体制が整い、地域的な補完関係も含め、両社の企業発展に資すると判断したためであります。

③企業結合日

株式取得日	令和4年4月18日
みなし取得日	令和4年6月30日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

60%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

令和4年6月30日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(単位：千円)

取得の対価	現金	180,000
<hr/>		
取得原価		180,000

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
 デューデリジェンス費用等 10,700千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん
 の金額

208,400千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位：千円)

流動資産	455,988
固定資産	184,443
資産合計	640,432
流動負債	412,475
固定負債	278,158
負債合計	690,634

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,483,364	流 動 負 債	1,348,932
現金及び預金	267,080	買掛金	105,161
受取手形	71,999	短期借入金	600,000
売掛金	494,174	1年内償還予定の社債	36,000
仕掛品	468,363	1年内返済予定の長期借入金	95,214
貯蔵品	6,011	リース債務	9,586
前払費用	60,036	未払金	102,572
その他の引当金	118,736	未払費用	212,628
	△3,037	未払法人税等	22,241
固 定 資 産	3,482,928	未払事業所税	5,771
有 形 固 定 資 産	2,683,730	未払消費税等	72,555
建物	1,127,039	契約負債	64,510
構築物	22,848	預り引当金	22,231
機械及び装置	280,519	受注損失引当金	459
車両運搬具	10,395	固 定 負 債	1,412,420
工具、器具及び備品	70,890	社債	144,000
土地	1,125,667	長期借入金	670,700
リース資産	14,968	リース債務	6,765
建設仮勘定	31,400	退職給付引当金	572,573
無 形 固 定 資 産	42,820	役員退職慰労引当金	4,082
ソフトウェア	36,876	資産除去債務	14,298
その他の他	5,943	負 債 合 計	2,761,353
投 資 そ の 他 の 資 産	756,377	純 資 産 の 部	
投資有価証券	47,286	株 主 資 本	2,175,205
関係会社株式	206,000	資本金	870,441
関係会社出資金	29,587	資本剰余金	819,106
関係会社長期貸付金	22,000	資本準備金	819,106
破産更生債権等	39,815	利益剰余金	485,816
長期前払費用	9,678	その他利益剰余金	485,816
差入保証金	57,469	繰越利益剰余金	485,816
繰延税金資産	259,664	自 己 株 式	△159
その他の他	124,744	評価・換算差額等	1,593
貸倒引当金	△39,868	その他有価証券評価差額金	1,593
資 産 合 計	4,966,292	新株予約権	28,140
		純 資 産 合 計	2,204,939
		負 債 純 資 産 合 計	4,966,292

損益計算書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売上高		4,375,247
II 売上原価		3,402,012
売上総利益		973,234
III 販売費及び一般管理費		910,882
営業利益		62,351
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	6,336	
受取賃貸料	1,629	
受取手数料	66,077	
その他の営業外収益	6,139	80,182
V 営業外費用		
支払利息	9,842	
固定資産除却損	8,722	
その他の営業外費用	1,844	20,408
経常利益		122,125
VI 特別利益		
固定資産売却益	1,106	1,106
税引前当期純利益		123,232
法人税、住民税及び事業税	39,379	
法人税等調整額	△150,354	△110,974
当期純利益		234,207

株主資本等変動計算書

(令和3年7月1日から
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	858,442	807,106	807,106	289,032	289,032
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）	11,999	11,999	11,999		
剰余金の配当				△37,422	△37,422
当期純利益				234,207	234,207
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	11,999	11,999	11,999	196,784	196,784
当期末残高	870,441	819,106	819,106	485,816	485,816

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△159	1,954,421	1,752	1,752	28,140	1,984,314
当期変動額						
新株の発行（譲渡制 限付株式報酬）		23,999				23,999
剰余金の配当		△37,422				△37,422
当期純利益		234,207				234,207
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△159	△159		△159
当期変動額合計	-	220,783	△159	△159	-	220,624
当期末残高	△159	2,175,205	1,593	1,593	28,140	2,204,939

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

（但し、技術センター、本社、におい・かおりLAB及びGER連携室の建物（賃貸物件の建物附属設備を除く。）については定額法）

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	5～14年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成21年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当事業年度における繰入額はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、環境計量証明事業並びにこれら関連業務を単一のセグメントとしております。これら製品については、単発のデータ提出で顧客の目的を満たす場合、全て揃えたうえで評価・解析することで顧客の目的を満たす場合があります。どちらも最終成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、収益の認識については、顧客へのサービス等支配の移転タイミングである納品（出荷時）時点としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）259,664千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は263,751千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「7.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表における関係会社株式計上金額のうち、超過収益力を反映して取得した重要な関係会社株式として株式会社サンエイテクニクス株式190,700千円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

取得対価の検討に当たり、法務・財務・税務デューデリジェンスの実施、将来事業計画の検証を行ったうえで、外部の企業価値専門家を関与させて、価値算定して取得対価を決定しております。

株式会社サンエイテクニクスの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理を行います。

②主要な仮定

株式会社サンエイテクニクスの将来事業計画の基礎となる主要な仮定は売上高と原価であります。

売上予測は受注残高の売上時期及び翌期の受注状況を予測し、原価予測は労務費及び受注状況から予測した外注費等、それらの情報を総合的に勘案し作成しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期、受注状況及び発生する原価の予測は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、関係会社株式評価損の計上が必要となる場合があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	1,093,010千円
土地	1,107,645
計	2,200,656千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	95,214
長期借入金	670,700
計	1,365,914千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,761,462千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権	3,817千円
関係会社に対する長期金銭債権	22,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高

営業取引による取引高	820千円
営業取引以外の取引による取引高	62,756千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	一千株	一千株	0千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	17,840千円
貸倒引当金	13,137
未払事業税	4,138
未払事業所税	1,767
役員退職慰労引当金	1,250
退職給付引当金	175,322
未払賞与等	48,828
その他	31,253
繰延税金資産小計	293,538
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△29,787
評価性引当額小計	△29,787
繰延税金資産合計	263,751
繰延税金負債	
その他	△4,086
繰延税金負債合計	△4,086
繰延税金資産の純額	259,664

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (令和4年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.22%
源泉所得税	0.84%
税額控除	△0.57%
住民税均等割	9.92%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.25%
評価性引当額の減少	△134.31%
その他	△0.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△90.05%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	25,200千円
1年超	100,800
合計	126,000千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社土壤環境 リサーチャーズ	所有 直接51%	出向契約 業務委託契約 役員の兼任	業務委託 設備賃借	62,088	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、毎期交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	461円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	49円72銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年8月25日

株式会社 環境管理センター
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社環境管理センターの令和3年7月1日から令和4年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社環境管理センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年8月25日

株式会社 環境管理センター
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社環境管理センターの令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしましたので、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年8月26日

株式会社環境管理センター 監査等委員会

監査等委員 渡 辺 真一郎 ㊟

監査等委員 中 嶋 教 夫 ㊟

監査等委員 安 藤 謙一郎 ㊟

(注) 監査等委員渡辺真一郎、中嶋教夫及び安藤謙一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、株主の皆様に対して適正な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としております。各事業年度における株主の皆様への配当は、業績の進展状況に応じて配当政策を決定し、株主の皆様からのご期待に添うよう努める考えです。

第53期の期末配当につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、23,609,265円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設、削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)


現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件


監査等委員でない取締役（5名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。前事業年度の業績結果から、取締役会での検討の結果、経営課題として執行側強化が必要との結論に至り、1名減員して監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。


監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>みず おち けん ご 水 落 憲 吾 (昭和42年5月3日)</p> 	<p>平成9年1月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成17年4月 取締役 執行役員 営業推進室長 平成20年4月 専務取締役 専務執行役員 東京支社長 平成22年4月 取締役 専務執行役員 営業本部長兼東京支社長 平成23年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) なし</p>	531,791株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。平成23年4月に代表取締役社長就任以降は、経営と従業員の距離感を縮めるとともに、サービス業としてのマインドの浸透に尽力してきております。当社の経営理念・環境理念を具現化し、更なる社業の発展に資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p>しみず しげ お 重雄 (昭和40年6月19日)</p> 	<p>平成元年3月 当社入社 平成23年4月 執行役員 首都圏支社長 平成25年4月 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 平成25年6月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 平成27年7月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼環境放射能プロジェクト室長 平成27年9月 常務取締役 平成28年4月 常務取締役 経営企画室長 平成29年7月 代表取締役専務 経営企画室長 令和元年7月 代表取締役専務 令和2年7月 代表取締役専務 事業企画室長 令和4年4月 株式会社サンエイテクノクス 代表取締役会長(現任) 令和4年7月 代表取締役専務 役員室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サンエイテクノクス 代表取締役会長</p>	46,088株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。代表取締役専務を担務し、第53期の経営計画策定のとりまとめを行っております。当社の事業計画を着実に実行し、事業基盤を強化・発展させることに資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	<p>はま しま なお と 濱 島 直 人 (昭和44年10月18日)</p> 	<p>平成6年4月 当社入社 平成27年9月 執行役員 管理部長 兼経営企画室長 平成28年4月 執行役員 管理部長 平成29年9月 取締役 執行役員 管理部長 平成30年4月 取締役 執行役員 管理部長 兼システム統括室長 平成30年5月 株式会社土壤環境リサーチャーズ 監査役 (現任) 平成30年8月 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.会長 (現任) 令和元年7月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 管理部長 兼 国際企画部長 兼 システム統括室長 令和2年7月 取締役 執行役員 管理本部長 兼 国際企画部長 兼 システム統括室長 令和3年7月 取締役 執行役員 管理本部長 兼 システム統括室長 令和3年9月 取締役 (法務・財務管掌) 兼 システム統括室長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社土壤環境リサーチャーズ 監査役 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD. 会長</p>	23,298株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に経営企画畑を歩み、年次計画の策定、各種制度設計をはじめ、採用・広報・IRなど、本社業務を幅広く経験しております。財務、法務を主管し、担当役員として、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、取締役として選任するものであります。 (注) 濱島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>さいとうとある 齋藤 徹 (昭和38年10月3日)</p> 	<p>平成2年7月 当社入社 平成27年7月 執行役員 環境測定事業本部 副本部長 兼 東京支社長 平成27年10月 執行役員 環境測定事業本部長 兼 東京支社長 平成28年7月 執行役員 営業本部長 令和元年7月 監査等委員会事務局 顧問 令和元年9月 当社取締役監査等委員 令和3年9月 取締役 執行役員 管理本部長 令和4年7月 取締役 執行役員 管理本部長 兼 広報室長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	22,660株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術・営業・管理部門の本部長を歴任し、当社業務に精通しております。当社の事業における豊富な経験と監査の経験を活かし、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、取締役として選任するものであります。 (注) 齋藤徹氏の戸籍上の氏名は齋藤徹であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、令和4年6月30日現在の所有株式数を記載しており、役員持株会における持分を含んでおります。
 3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 パレスホテル立川 3階「こぶしの間」
東京都立川市曙町2丁目40番15号
TEL 042-527-1111



交通 JR立川駅北口より伊勢丹の歩行者デッキを直進。高島屋を越えてすぐ。徒歩約3分。

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

◎当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。